

大学生等県内就職促進事業業務委託 企画提案競技審査委員会 企画提案評価票

大項目	小項目		審査のポイント（評価の視点）	配点
事業実施の方向性・戦略性	事業目的の理解と整合性	15	・県内就職・定着の促進という目的に対し、明確な方向性や考え方が示されているか。 ・仕様書の趣旨を深く理解し、本事業がKGI（就職者数）にどう寄与するか論理的か。	5
	ターゲット別アプローチ戦略		・県内大学生および県外大学生それぞれの特性を捉え、参加意欲を高めるための戦略的な工夫がなされているか。	10
集客広報・広告戦略及びコンテンツ	WEB・SNS広告戦略の具体性	40	・WEB広告やSNS広告の活用方法（媒体選定、ターゲット設定、バナー訴求、配信時期等）が具体的で、集客目標達成への実効性が極めて高いか。 ・予算内でインプレッションやクリック率を最大化させる独自のノウハウがあるか。	20
	周知活動とデザイン性		・大学等との連携や既存媒体の活用など、ターゲットに確実に届く周知ルートが確保されているか。 ・チラシ、LP等の広報資材が、学生の感性に訴え、参加を促す高いデザイン性とわかりやすさを備えているか。	10
	イベントの魅力・企画力		・企業と学生の相互理解を深め、マッチングを促進するためのプログラム（交流会、セミナー等）が魅力的で工夫されているか。	10
事業の実現性・執行能力	実施スケジュールの妥当性	15	・各イベントの準備・実施工程が具体的かつ現実的であり、年度を通じて遅延なく業務を完遂できる信頼性の高い計画となっているか。	10
	運営・調整体制		・大学、会場、参加企業、県等との密な連携が可能な体制が構築されており、事務局運営を安定的に遂行できる人員配置となっているか。	5
経費の妥当性・分析	経費積算の妥当性	10	・各費目の積算根拠が明解で、事業内容に対して適切な価格設定（コストパフォーマンス）となっているか。	5
	評価分析とPDCA		・アンケート集計に留まらず、マッチング状況を詳細に分析し、次年度の施策改善に繋げる具体的な仕組みが提案されているか。	5
プレゼンテーション・質疑応答	専門的知見に基づく対応力	10	・質疑に対し、現在の採用市場や学生の動向、デジタル広告の仕組み等を踏まえた専門的かつ的確な回答がなされているか（現場担当者の実力確認）。	10
賃金水準の向上	・下記配点表を参照		○下記配点表を参照 ※1	5
女性の活躍推進	・下記配点表を参照		○下記配点表を参照 ※1	5
合計				100

※1 共同企業体（JV）が提案を行う場合は、参加企業の「賃金水準の向上」「女性の活躍推進」における配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

○提案事業者の「賃金水準の向上」に係る取組の配点表

大区分	小区分	配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3	最大5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」により次のとおり確認する。
 ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。
 ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
 ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。
 ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
 ・内閣府及び中小企業庁等が管理する「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストに掲載している各企業のパートナーシップ構築宣言の写しを提出のうえ、同ポータルサイトのリストに当該事業者があるか確認する。

○提案事業者の「女性の活躍推進」に係る取組の配点表

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰※3		各0.5	最大1
	女性の活躍推進企業表彰※3			
	子ども・子育て支援知事表彰※3			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。

なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。